

令和5年度 都留市文化財審議会
(第 1 回会議)
資料 1

「文化財の現状報告について」

「真福寺の大カヤ」

(山梨県指定文化財 天然記念物第17号 所有者/真福寺 所在場所/都留市小野627)

- ・令和4年9月に発生した台風14号により、幹に裂けが生じたため、枝の剪定を行い患部にかかる重みを調整する「すかし剪定」を実施した。
- ・今回は突発的な対応として県へ補助申請を行っているが、本来の申請は年度当初（6月）に計画を提出し、ヒアリングを以て翌年度の対応となるもの。
- ・令和6年度、ブレーシング・ケーブリング（ケーブルを幹と枝、樹木と樹木に結び付けることで風等の衝撃による負荷に耐えられるよう補強する）を実施し、既存の裂け目が広がらないように作業を行う。



○R 5 のスケジュール

9月上旬
令和6年度補助事業市町村ヒアリング（県）
11月中旬
第2回国庫補助事業計画（6月提出分の詳細版）、ヒアリング用資料提出締切

想定予算

事業費：¥1,265,000
（業務内容：剪定、ブレーシング・ケーブリング）
県補助額：¥632,500
事業費の1/2

R 4 年度の文化財状況と今後の方向性②-1

「円通院の山門と二天王像」

(都留市指定文化財 第83号建造物・工芸品 所有者/円通院 所在場所/都留市中央3-5-12)

・経緯：12月19日(月)11時40分頃、第83号市指定文化財である円通院(中央3-5-1)の山門から出火。市民が発見して消防署へ通報し、約2時間後に鎮火した。原因は、山門内で防腐剤塗布作業中に投光機の熱で屋根の付近の防腐剤が加熱され、発火したことによる。翌20日、所有者からき損届を受け付ける。所有者に対しては、着手前に市教委へ届け出る必要があったこと、今後は綿密に連絡を取りながら対応を進める必要があることを説明のうえ、二天像や残存した箇所を保護するための応急処置、落下した木材や銅板等は風雨の当たらない場所に保管することを依頼した。

・被害状況：1階部分および二天像への影響は見られないが、屋根裏内側と2階内側、垂木、銅板の屋根について、北東側を中心に損傷が見られる。出火元と考えられる屋根裏の被害が最も大きく、室内の柱(小屋束か)、垂木、銅版葺屋根、懸魚、破風板の損傷が激しい。また、2階部分においては、室内天井板の西半分が失われている(今回の火災によるものかは不明)ほか、溶けた屋根の銅板が欄干に付着している、などの影響がある。

・R4年度文化財審議会における市教委の報告：前回審議会においては取り急ぎの現状報告とした。円通院から修繕計画の提出を以て、改めて審議会にかけ、協議いただく。

・R5概算見積：54,500千円(屋根工事：12,000千円、木工事：15,900千円、現状詳細調査1,500千円)

・R5(6/17)円通院への現状確認：概算見積はあくまで叩き台であり、具体的な修繕計画や修繕業者については現状決定していない。市教委からの報告をベースとして、屋根を入れ替えるような形での修繕を想定している。また、火災保険が適応となるため、数字等を加味しながら、補助の対象経費を整理していく予定。

○都留市文化財保護条例

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、き損し若しくは亡失し、又は盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は補修の補助)

第9条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事由がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、前項の補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

第10条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し若しくは亡失し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。

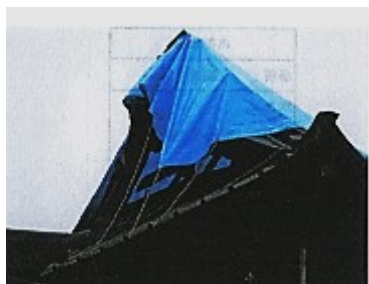
3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

○「円通院の山門」現状写真



火災後 山門全景（南面）

○外部状態
左側入母屋
破風周り板延焼○内部状態
垂木、野地板
全焼○外部状態
桁、隅棟、垂木
延焼○内部状態
小屋裏
垂木、野地板
全焼○外部状態
隅棟、垂木
延焼○内部状態
小屋裏
垂木、野地板
全焼
屋根材（銅
板）がむき出
し状態○外部状態
ブルーシート
にて雨養生○内部状態
小屋裏
垂木、野地板
全焼
屋根材（銅
板）がむき出
し状態○内部状態
小屋裏
棟木、垂木受、
野地板
全焼

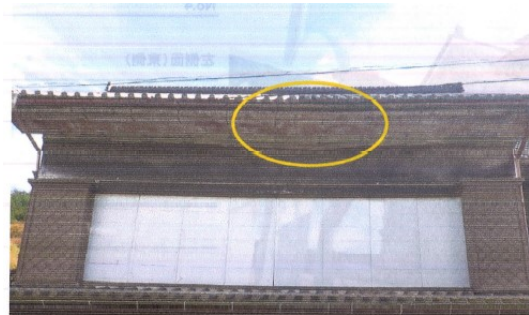
R 4 年度の文化財状況と今後の方向性③

「旧仁科家住宅」(都留市商家資料館)

(都留市指定文化財 第48号建造物 所有者/都留市教育委員会 所在場所/都留市上谷3丁目1番20号)

- ・ R 4 年度までに当文化財の改修・耐震補強の実施と併せて、当施設が緊急輸送道路に近接しており施設の保存へのリスクなどを考慮し、曳家を実施する方向で検討を進めている。曳家は敷地内で行うが、既存構造物(灯笼等)の事前の移設・撤去や、曳家をするにあたって現状の位置では不都合が生じる便所棟について、現状の箇所からの移動や一部撤去をすることについて、今年度の調査業務において検討を行う。
- ・ R 5 に改修整備計画案策定・調査を実施し、その結果を踏まえ、将来的な改修計画を検討する。
- ・ また、市施設としての有効活用について今以上に検討を図る。
- ・ 商家資料館の改修プロジェクトのため、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング事業を令和4年度から実施。⇒R 4 の達成状況 **市民寄附：227,641円、クラウドファンディング：209,000円**

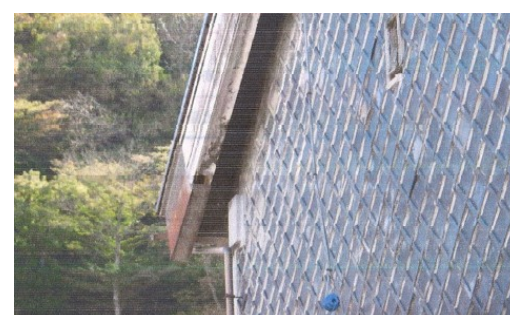
○ 「旧仁科家住宅」令和元年度耐震補強検討報告書写真(抜粋・一部)



正面軒天井が下がっている



正面軒天井が下がっている



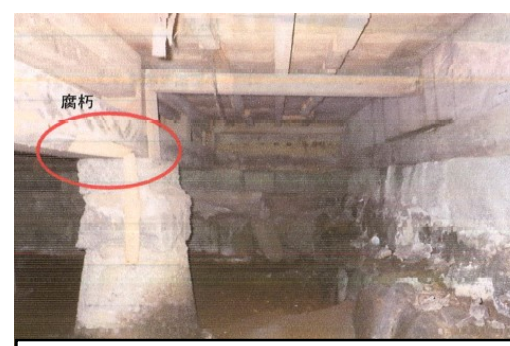
南東側 破風の破損



土壁の破損



母屋から便所棟 床板の腐朽



軒下 土台・大引きの各所に腐朽

その他 市内文化財における検討事項

山梨県指定文化財巡視報告（R5.4月・5月）：山梨県文化財保護指導委員 井上氏より

①「勝山城跡」

- ・本丸における、東照宮に向かって左側手前付近に錆びついた用途不明の鉄骨構造物が放置されている。
- ・本丸で活動する児童・生徒等、放置している状態が危険であり早急な撤去が必要。



②「旧尾県学校校舎」

- ・丸柱の塗装をR4の12月に実施したものの、再度8本の柱全部に縦に亀裂が生じている状況。木部への腐食などが懸念されるため、抜本的な解決が必要。



村松新聞店（旧都留市役所分庁舎）

（国登録文化財 所有者/有限会社村松新聞店 所在地/都留市中央三丁目239）

- ・R5.5/13 所有者より壁面の劣化状況について相談があり。
- ・県担当者に修繕等について今年度相談予定。



R 4 年度 発掘調査状況①

埋蔵文化財発掘調査

○本調査 城の腰第 2 遺跡・三ノ側遺跡

○城の腰第 2 遺跡

6/3 都留市つる三丁目675番 1 (株) ヤヒロ商事の事務所及び倉庫建設に伴う試掘調査

7/17 同地所に 8 か所の試掘坑を設定し実施

⇒ 6 か所から平安時代を中心とする遺構、弥生時代の遺物が検出

9/5～16 本調査実施

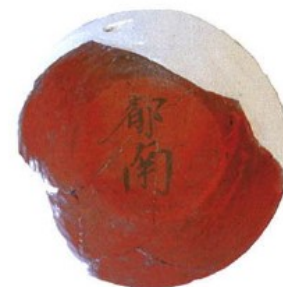
⇒ 奈良・平安時代の竪穴住居跡 4 件、ピット 32 基、
中・近世の溝状遺構 15 条を検出

○出土遺構・遺物

- ・ 第 1 住居跡：竈、土師器杯 2 点、甕 16 点
- ・ 第 2 住居跡：竈、土師器杯 164 点（内、墨書土器 3 点）、土師器甕 326 点、
須恵器甕 19 点、須恵器杯 8 点
- ・ 第 3 住居跡：竈、土師器杯 19 点、土師器甕 213 点、須恵器甕 9 点、
須恵器杯 3 点
- ・ 第 4 住居跡：土師器杯 12 点、土師器甕 28 点、須恵器甕 1 点、砥石 1 点

○墨書土器

- ・ 甲斐型土器第Ⅲ期（8 世紀後半）内 2 点は
「都南」の墨書が読み取れる。
- ・ 都留郷の南を表示するものとみられ、本地域
を中心に郷が設置されたことが想定される。



埋蔵文化財発掘調査

○本調査 城の腰第 2 遺跡・三ノ側遺跡

○三ノ側遺跡

5/31 都留市田原二丁目833-1他 9 筆に係る発掘届出が市教委へ提出
(株) 四つ葉コーポレーションの既存店舗建替えに伴う工事

6/4 16ヶ所の試掘坑を設置し試掘調査実施
⇒ 5か所から平安時代の遺構が発見

7/2~7/3 本調査実施

⇒ 4基の土坑を調査し、結果、平安時代の土師器片及び人骨が出土

○出土遺構・遺物

- ・ 1号土坑：人骨 頭部を北側に向けて埋葬されている。身長に比べ土坑墓が小さく、東側に身体を向け脚部を屈折して埋葬したか。歯の状態から成人男性とみられる。また、土師器杯の小破片 3点、口禿白磁の口縁部が出土
- ・ 2号土坑：平安時代の土師器杯の小破片
- ・ 3号土坑：焼土及び平安時代の土師器甕の小破片
- ・ 4号土坑：土師器甕 9点、土器杯 5点、陶器 1点

○人骨について

- ・ 国立科学博物館にて清掃・修復・整理・同定を実施。保存状態は悪く、骨の表面が残っているのは頭蓋左半分。鑑定結果としては男性おおよそ20~30歳未満。
- ・ なお、本資料は国立科学博物館へ移管する。



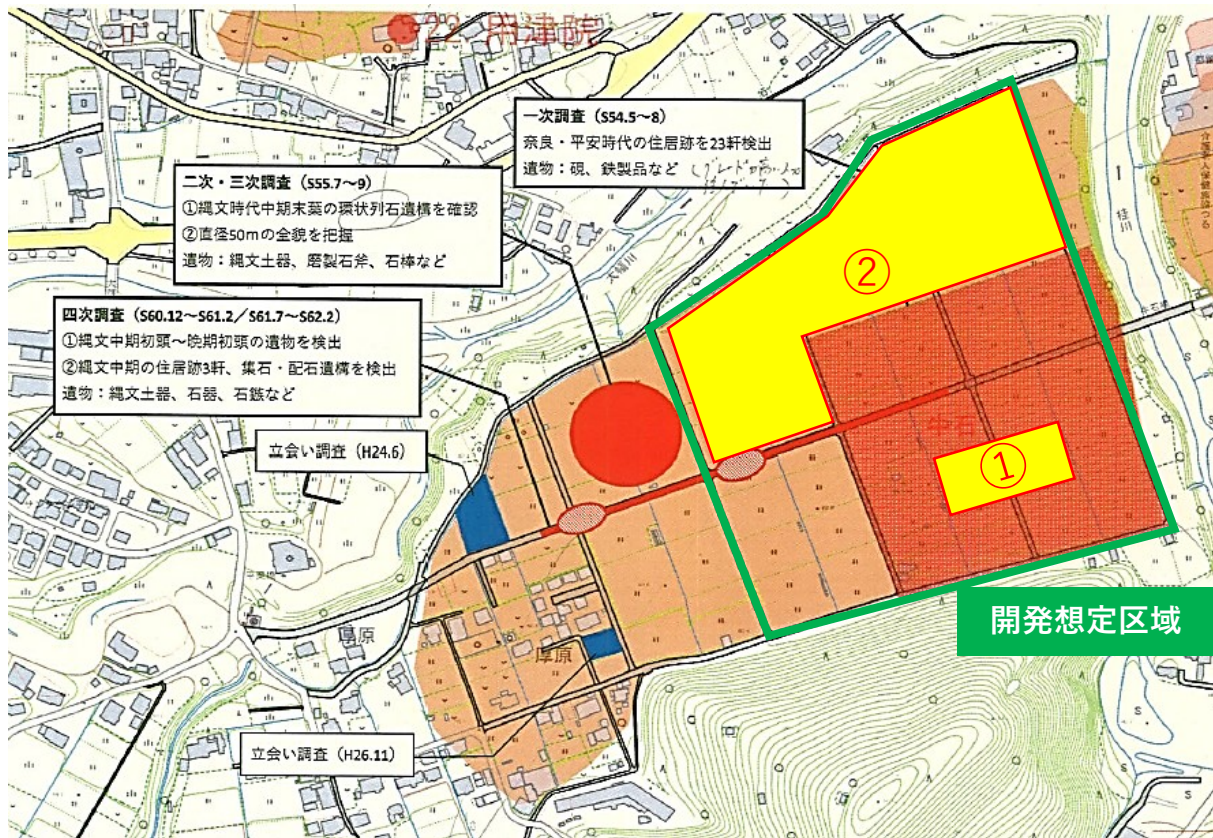
企業誘致による雇用の創出を第6次長期総合計画のリーディング・プロジェクトに位置付けており、都留ICに近接し利便性に優れた厚原牛石地区への企業誘致を図っているところである。

○都留市厚原牛石地区企業誘致スケジュール想定（R5.1時点）

工種等	開始時期	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度																		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
企業誘致研修会 先進地視察	令和4年8月	研修会			中央市視察			随時実施						令和7年12月 事業終了予定																					
庁内検討 （企業誘致推進班・ 厚原牛石地区PT）	令和4年9月～ 令和7年12月	課題抽出・方策の検討・企業立地支援条例改正に向けての検討																		推進班：R4. 9/28実施 PT：R4. 10/13・11/21実施															
企業誘致適地調査 業務委託	令和4年11月～	立地センター相談			日本立地センターにて実施予定																														
用地測量業務委託	令和5年5月～																																		
不動産鑑定業務委託	令和5年5月～																																		
工作物調査業務委託	令和5年5月～																																		
用地交渉業務委託	令和5年6月～																																		
用地買収	令和5年6月～	27,000坪×10,000円/畑・坪単価																																	
土地利用調整 計画期間 （地番等設定）	令和5年7月～	企業が決定したところで作成に着手																																	
企業誘致期間 （地域経済牽引事業計画作 成含む）	令和5年8月～	企業誘致期間																																	
埋蔵文化財調査	令和5年10月～	地権者合意が得られたら埋蔵文化財調査開始 令和5年10月を予定						スピード感をもって実施することが必須																											
道路橋梁整備	令和5年11月～	既存道路が利用可能であれば工事費は 減額となる。																																	
上下水道整備	令和5年12月～	下水道については、合併浄化槽にて 排水処理を行う予定																		条例で浄化槽に対しての 支援を実施する															
重点促進区域指定 （字単位で指定）	令和6年4月を想定	地権者合意が得られたら重点区域指定の予定だが 県の新たな計画開始は現在未定（企業の呼び水となる）																																	
農振区域見直し	令和6年～	用途指定（見直し）と同時に 振除外（県の指導）																																	
用途地域指定 （準工業地域）	令和6年～																																		

R 5年度（以降）の発掘調査①-2

- ・ R5 6/8 企業誘致推進室担当、教育次長、文化振興担当にて県文化振興・文化財課に本事業概要及び懸案事項について打合せを実施した。趣旨としては本地区が土地改良事業に伴う第1次調査（昭和54年）、第2次・3次調査（昭和55年）、農道牛石線整備における第4次調査（昭和60年～62年）の調査を実施していることから、それを除く土地についての調査が中心となるか、確認を図ったところである。
- ・ 県からは、既存調査においてどの程度掘り込みを行っているか（一部なのか、全面なのか）、未調査箇所の確認調査の必要性、また、企業側の開発ビジョンとの照らし合わせにより、開発行為を行う個所の事前の洗い出しに基づき、本調査箇所を精査していくことが重要である旨、回答があった。
- ・ とりわけ、2、3次調査で明らかになった環状列石のような遺構が改めて確認される可能性があり、こうした遺構を破壊することなく、保護層による保存が重要であるとの指摘があった。
- ・ なお、本土地は農用地に指定され、農振除外には未来投資促進法に基づき、誘致する企業が決定し、自治体・企業がそれぞれ計画を提出することが前提となる。現段階では企業へのヒアリングなどを進めている段階。決定後の土地購入となる見込みである。現在も農地として活用しているため、土地購入以前の試掘・本掘は困難である。



第1次調査の状況

※過去調査員へのヒアリング内容

- ・ 第一次調査エリアの内、本掘調査は一部分のみ、また縄文の層までは掘っていない・・・①エリア
- ・ ②エリアの全容は不明。（下記写真の右側に配石の痕跡③があるため環状列石が広がる可能性もある。

